

県営住宅上平団地

入居申込案内

募集住戸：1DK

募集期間：令和7年10月1日（水）～10月10日（金）

青森県上北県土整備事務所 建築指導課

〒034-0093 十和田市西十二番町20-12

電話 0176-22-8111（内線338）

1 概要

① 募集する団地

県営住宅上平団地（住所 十和田市大字三本木字上平206-2）

② 募集住戸

間取り	面積(m ²)	募集戸数	家賃
1DK	51.20	1	13,900 円程度 ～ 27,400 円程度

③ 住宅設備

ユニットバス、ガス瞬間湯沸し器、水洗式洋風便所（下水道接続済）
地上波テレビアンテナ及びブースター（共用）

住戸内には原則として照明器具を設置しておりませんので、入居者持込となります。器具取付用金具はついています。

④ 家賃

家賃は収入に応じて決定し、入居決定後に通知します。

⑤ 敷金

敷金は家賃の3ヶ月分の金額となります。

⑥ 共益費

テレビ用ブースターの電気料金を共益費として負担していただきます。

⑦ 連帯保証人

1名立てる必要があります。（県内在住の親族が望ましい）

⑧ 募集期間

令和7年10月1日（水）から 10月10日（金）まで

⑨ 公開抽選日

令和7年10月下旬（予定）資格審査のうえ別途連絡します。
※審査の結果、応募者が募集戸数を上回った場合は、抽選となります。
※本人又は委任状を持った代理人の出席が必要です。
※場所は十和田合同庁舎の会議室を予定（実際の場所は抽選通知に記載）

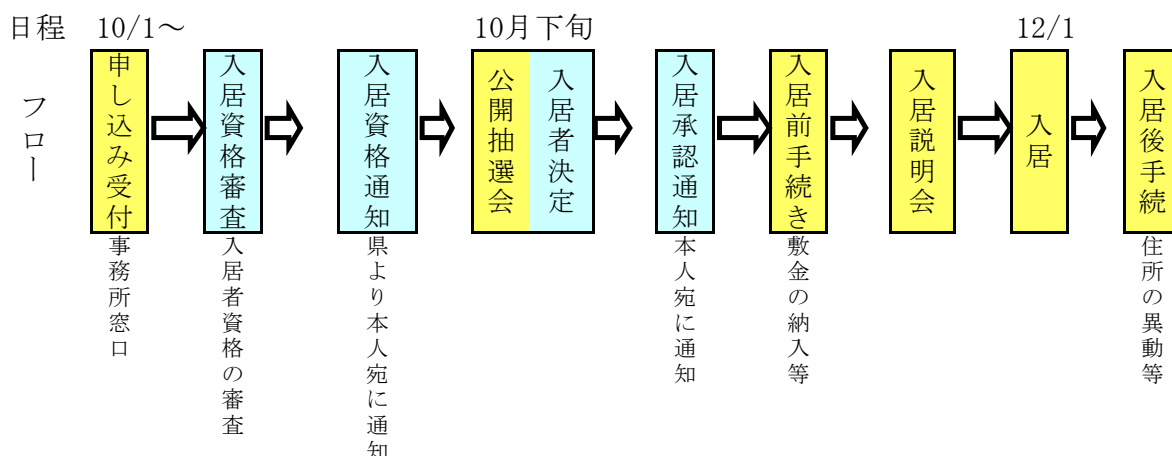
⑩ 入居予定日

令和7年12月1日（月）

⑪ 駐車場

入居者または同居人が所有または使用する車両を、1区画（1台分）使用できます。使用料は月1,300円です。
2台目は駐車場に空きがある場合に限り、別途申込受付をして抽選します。

2 入居申し込みから入居までの流れ



3 入居手続き

別紙、入居手続きチェックシートを参照してください。

入居手続きチェックシート

1. 入居者資格

・下記の条件をすべて満たす方

- ☐ 原則として現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)がある。
(60歳以上の高齢者、障害者など単身入居が可能な場合がありますのでご相談ください)
- ☐ 現に住宅に困窮していることが明らかである。
- ☐ 入居しようとする世帯全員の収入の総額が収入基準の範囲内にある。
- ☐ 入居しようとする世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員でない。
- ☐ 県税又は県営住宅の家賃を滞納していない。

2. 申し込みに必要な書類

・必須書類

- ☐ 入居申込書（県指定様式）
- ☐ 入居を予定している方全員分の住民票の写し（原本）
- ☐ 入居を予定している方のうち中学校を卒業している方全員の所得課税証明書（原本）
又は収入の金額が分かる書類（源泉徴収票、給料明細票等）
- ☐ 社会保険、国民健康保険被保険者証の写し
- ☐ 入居を予定している方のうち18歳以上の方、全員分の県税を滞納していないことを証明する証明書（市町村から交付される最新の個人県民税の納税証明書及び県民局で交付される県税を滞納していない旨の納税証明書）

・控除等の事項に該当することを証明する書類

区分	必要な書類
☐ 控除対象配偶者	所得課税証明書又は源泉徴収票の写し
☐ 老人控除対象配偶者	所得課税証明書又は源泉徴収票の写し
☐ 扶養親族	戸籍謄本の写し
☐ 老人扶養親族	戸籍謄本の写し
☐ 特定扶養親族	戸籍謄本の写し
☐ 入居者、控除対象配偶者、扶養親族に障害者がある場合	戦傷病者手帳又は（精神障害者福祉）障害者手帳の写し
☐ 入居者、控除対象配偶者、扶養親族に特別障害者がある場合	戦傷病者手帳又は（精神障害者福祉）障害者手帳の写し
☐ 入居者又は同居者に（所得者自身）寡夫又は寡婦がある場合	戸籍謄本の写し

・公開抽選において、優遇世帯であることを証明する書類

世帯名	必要な書類
☐ 高齢者世帯	住民票の写し
☐ 障害者世帯	戦傷病者手帳、障害者手帳、もしくは障害を有することの証明書
☐ 歩行障害者世帯	戦傷病者手帳又は障害者手帳の写し
☐ 子育て世帯	住民票の写し
☐ 母子・父子世帯	戸籍謄本
☐ 若者夫婦世帯	住民票の写し
☐ ハンセン病療養所入所者世帯	国立ハンセン病療養所等の長の証明
☐ 引揚者世帯	自立支度金決定通知書の写し
☐ DV被害者世帯	女性相談支援センター、女性自立支援施設等の長による証明書又は公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書
☐ 離職退去者世帯	離職者であることを証明する書類、社員寮等の退去通知の写し
☐ 犯罪被害者等世帯	・被害の概要を記載した申告書及び被害状況について警察へ確認することの同意書 ・交通事故の被害者については、交通事故証明書又はその写し
☐ 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	支援対象地域内の市町村の長が証明する書類

・その他

- ☐ 婚約者がいる方は、婚約証明書（県指定様式）
※入居日の前日までに入籍していることが条件となります。
- ☐ 途中で職場を辞めた方は、雇用保険の離職票又は退職証明書
- ☐ 年金の受給権がある方は、年金証書及び年金支払通知書の写し
- ☐ 日本国籍のない方は、外国人登録済証明書の写し
- ☐ 生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書又は保護決定通知書の写し
- ☐ 現在、借家等に住んでいる方は、賃貸借契約書又は入居証明の写し

3. 収入月額の計算方法及び収入基準

☐ 所得控除額の算出

- 同居者、控除対象配偶者、もしくは扶養親族のいずれかに該当する方（本人を含めず）

人 × 38万円 = ① 円

- 控除対象配偶者と扶養親族の中に、年齢70歳以上の方

人 × 10万円 = ② 円

- 扶養親族の中で、16歳以上23歳未満の方

人 × 25万円 = ③ 円

- 入居者及び同居者の中で障害者の方

人 × 27万円 = ④ 円

- 入居者及び同居者の中で特別障害者の方

人 × 40万円 = ⑤ 円

- 入居者及び同居者の中で寡婦の方(所得が27万円未満の場合は、当該所得金額)

人 × 27万円 = ⑥ 円

- 入居者及び同居者の中でひとり親の方(所得が35万円未満の場合は、当該所得金額)

人 × 35万円 = ⑦ 円

- 入居者及び同居者の中で給与所得等がある方(所得が10万円未満の場合は、当該所得金額)

人 × 10万円 = ⑧ 円

- 合計控除額（①から⑧の合計額）

⑨ 円

☐ 家族全員分を合計した所得証明書の所得金額

⑩ 円

☐ 収入月額の計算

合 計 所 得 金 額	合 計 控 除 額		
⑩ 円	⑨ 円	=	収 入 月 額
			円 < 158,000円
12ヶ月			

(注) 但し、以下のいずれかの条件を満たす場合は、214,000円が基準の収入となる。

☐ 入居者及び同居者に、以下のいずれかに該当する者がいる場合

- ☐ 身体障害者 1級から4級の方
- ☐ 精神障害者 1級もしくは2級の方
- ☐ 知的障害者 上記精神障害者の程度に相当する程度
- ☐ 戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者
- ☐ 原爆被爆者援護法第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- ☐ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していない者
- ☐ ハンセン病療養所入所者等

- ☐ 申込者が60歳以上の者で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上の者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合

- ☐ 同居予定者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合

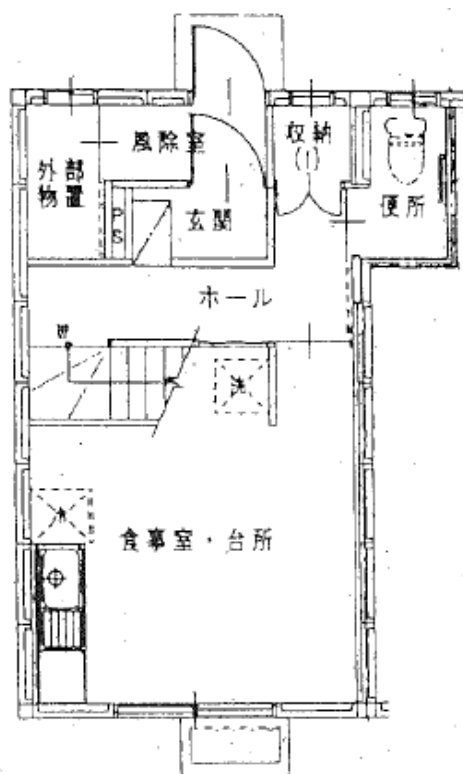
- ☐ 同居予定者が申込者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のみであって、申込者又は同居予定者のいずれかが40歳未満の者である場合

4. 確認事項、その他の注意事項

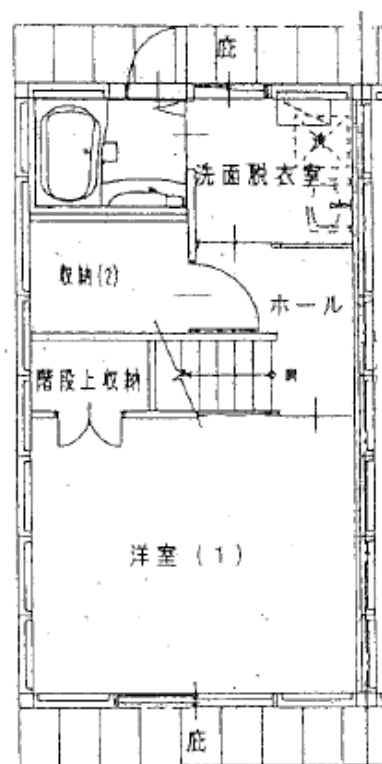
- ☐ 申請書等は本人が持参すること。
- ☐ 抽選日等の通知書を送付するため、現住所、連絡先、電話番号等を明記すること。
- ☐ 入居の際、敷金として家賃の3ヶ月分と、連帯保証人1名が必要になること。



案 内 図



1F



2F

1DK 51.2m²

間取り図

控 除 額 一 覧 表

区分		要件	控除額	
1	同居者		38万円	
2	控除対象配偶者	所得者の配偶者で、その所得者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者	38万円	
3	老人控除対象配偶者	2のうち70歳以上の者	10万円	
4	扶養親族	所得者の親族（配偶者除く）並びに児童福祉法の規定により所得者に委託された児童及び老人福祉法の規定により所得者に養護を委託された老人でその所得者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が38万円以下の者	38万円	
5	老人扶養親族	4のうち70歳以上の者	10万円	
6	特定扶養親族	4のうち16歳以上23歳未満の者	25万円	
7	入居者、控除対象配偶者、扶養親族に障害者がある場合	所得税法2条1項二十八、所得税法施行令10条1項	27万円	
8	入居者、控除対象配偶者、扶養親族に特別障害者がある場合	所得税法2条1項二十九、所得税法施行令10条2項	40万円	
9	入居者又は同居者に（所得者自身）寡婦がある場合	次に掲げる者 ①夫と死別、又は離婚した後婚姻をしていない者、あるいは、夫の生死のわからない者のうち、扶養親族又は所得金額の合計額が38万円以下である生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者や扶養親族とされている者は除く）を有する者 ②①に掲げる者の他、夫と死別してから婚姻をしていない者、又は夫の生死が明らかでない者で、年間の所得金額が500万円以下の者	27万円	所得金額が控除額未満である場合には、その額までとする
10	入居者又は同居者に（所得者自身）ひとり親がある場合	次に掲げる者 ①現に婚姻していない人か配偶者の生死が不明な人で現に生計を一にする子（所得金額の合計が48万円を超えていない人で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者）を有する者 ②合計所得金額が500万円以下かつ事実上婚姻関係と同様の事情にある方がいない者	35万円	
11	入居者又は同居者に給与所得等がある場合	所得税法28条1項に規定する給与所得又は同法35条3項に規定する公的年金等に係る雑所得（給与所得等）を有する者	10万円	

優 遇 世 帯 一 覧 表

区分		要件
1	高齢者世帯	60歳以上の者であって、法第23条第1号に規定する現に同居し、若しくは同居しようとする親族（以下「同居親族等」という。）がない者又は同居親族等が次の各号のいずれかに該当する者のみからなる世帯 ①配偶者 ②18歳未満の児童 ③次項に規定する心身障害者 ④おおむね60歳以上の者
2	障害者世帯	入居者又は同居親族が、次の各号のいずれかに該当する世帯 ①戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳をいう。以下同じ。）を交付されている者 ②戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、身体障害者福祉法施工規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の4級以上の障害があり、かつ、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳をいう。以下同じ。）を交付されている者 ③精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）を交付されている者 ④知事が交付する療育手帳（他の地方公共団体の長が交付するものを含む。以下同じ。）を交付されている者
3	歩行障害者世帯	入居者又は同居親族等が歩行障害者で、当該障害の程度が前項第1号又は第2号のいずれかに該当する者の世帯
4	子育て世帯	同居親族等に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯（母子・父子世帯を除く。）
5	母子・父子世帯	配属者のない女子又は男子が、現に20歳未満の子を扶養している世帯
6	若者夫婦世帯	夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のみの世帯であつて、そのいずれかが39歳以下であるもの
7	ハンセン病療養所入所者世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者の世帯
8	引揚者世帯	入居者又は同居親族等が、永住する目的で帰国した中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等をいう。）の世帯
9	DV被害者世帯	入居者又は同居親族等が、次の各号のいずれかに該当する世帯 (1)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。 (2)配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。 (3)「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者 (4)女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談し年担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書（平成16年3月31日国住総第191号の別記様式1）による確認がされている者
10	離職退去者世帯	雇用先からの解雇・雇止めに伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者の世帯

優 遇 世 帯 一 覧 表

区分		要件
11	犯罪被害者等世帯	入居者又は同居親族等が、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。以下同じ。）により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった者 (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者であって、次のいずれかに該当する者 ア 犯罪等により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 イ 住宅を客体とする犯罪等により居住することができなくなった者 ウ 犯罪等により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 エ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者 オ 現在居住している住宅では再び犯罪等により害を被るおそれが高いために当該住宅に居住し続けることが困難となった者
12	子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	入居者又は同居親族等が、平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号。以下「子ども・被災者支援法」という。）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に居住していた者（以下「支援対象避難者」という。）である世帯